



厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和元年7月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D007(24)を次のように改める。

(24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により 25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「DOO7」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D007 血液化学検査 D007 血液化学検査 (1)~(23) (略) (1)~(23) (略) (24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA (24) ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシビタミンD 法又はCLEIA法により 25-ヒドロキシビタミンDを測定 ア ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシビタミンDは、区 した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、 分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定 区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニン 点数に準じて算定する。 Ⅰ、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査 イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守するこ 法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆 症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。 と。 ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を導 守すること。 (25)~(52) (略) (25) \sim (52) (略)